

ご遺族の方へ

おくやみガイドブック

八千代市



ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去に心からご冥福をお祈り申し上げます。

八千代市では、ご遺族の方が届出等をしなければならない役所関係の手続きと、一般的な役所以外の手続きについて、パンフレットを作成いたしました。

ご不明な点がありましたら、各担当窓口までお問い合わせください。

このパンフレットが、ご遺族の皆様に少しでもお役に立てば幸いです。

八千代市役所 047-483-1151（代表）

もくじ

手続きチェックシート	P 2
身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）	P 3
1. 死亡届について	P 5
2. 障害福祉の手続きについて	P 7
3. 年金の手続きについて	P 7
4. 介護保険・高齢者福祉について	P 8
5. 健康保険と葬祭費について	P 9
6. 亡くなられた方に児童がいる場合	P10
7. 税の手続きについて	P10
8. 市営霊園関係の手続きについて	P12
9. 住宅関係の手続きについて	P13
10. 外国籍の方の届出について	P14
11. お問い合わせ窓口一覧	P15
12. その他の主な手続き	P17

チェックシート

故人について当てはまる情報に ✓ 点をつけてください。

「はい」に ✓ 点がついた項目は、該当ページで確認して下さい。

確認事項(故人について)		チェック	該当 ページ
住民票	故人を含め同世帯に15歳以上の方が3名以上でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 6
	外国籍でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 14
福祉	障害者手帳をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 7
年金	国民年金を受給又は、加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
介護保険	65歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 8
	40 ～ 64歳で要介護認定を受けていましたか？	☐ はい ☐ いいえ	
健康保険	国民健康保険に加入していましたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 9
	75歳以上の方でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
子育て	児童手当や児童扶養手当を受けているご家庭でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 10
	養育医療証をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	
税金	市・県民税の課税の手続きが必要ですか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 10
	軽自動車や原動機付自転車をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 11
	土地・家屋などの固定資産をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 11
霊市園宮	市営霊園の利用権をお持ちでしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 12
その他	土地・家屋をお持ちでしたか？(相続等の手続き)	☐ はい ☐ いいえ	p. 13
	会社員でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 17
	個人事業主でしたか？	☐ はい ☐ いいえ	p. 18

身近な人が亡くなった後の手続等の一般的な流れ（目安）

	3カ月以内	4カ月以内
葬儀・法要	○ 納骨 ○ 四十九日 ○ 初七日 ○ 通夜・葬儀・告別式 ○ 葬儀・法要の連絡・調整	
届出・手続	○ 相続放棄・限定承認 ○ 相続財産調査 ○ 相続人調査 ○ 遺言調査・遺言書の検認 ○ 公共料金等の手続（23ページ参照） ○ 年金関係の手続 ○ 健康保険・世帯主変更 ○ 死亡届等 （19～20ページ参照）	
税金		○ 所得税の 準確定申告（20ページ参照）

10カ月以内

1年以内

○一周忌

○払戻・解約・名義変更等
○遺産分割協議(19ページ参照)

○遺留分侵害額請求

○相続税の申告(20ページ参照)

八千代市で必要な手続きについては次のページから、窓口とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

※窓口だけを知りたい方は、15ページに窓口一覧を掲載しています。

〈次ページ〉

必要な手続きの
詳細について

〈15ページ〉

必要な手続きの
窓口一覧

〈17ページ〉

八千代市以外で
必要な手続きの
窓口一覧

◇死亡届

届出人が死亡の事実を知った日から7日以内に届出をしてください。

戸籍に死亡の旨が記載がされるまで日数がかかります。

◇火葬許可証

死亡届を受領した際にお渡しします。予約された斎場・火葬場名をお知らせください。

◇届出地

死亡者の本籍地、届出人の住所地、亡くなられた場所のいずれかの市区町村役所・役場

◇届出人

- ・親族
- ・同居者
- ・亡くなられた場所の家主・地主・家屋または土地の管理人
- ・後见人・保佐人・補助人・任意後见人・任意後見受任者

◇必要なもの

- ・死亡届（右半面の死亡診断書または死体検案書に、医師による証明のあるもの）1通
- ・届出人の印鑑（押印は任意）
- ・登記事項証明書または裁判所の謄本（後见人、保佐人、補助人、任意後见人）
- ・登記事項証明書または公正証書の謄本（任意後見受任者）

◇八千代市に届出を提出する場合

【平日（8:30～17:00）】

市役所1階戸籍住民課・各支所

【夜間及び休日】

市役所1階守衛室

なお、守衛室で届出をお預かりした場合、翌開庁日以降に訂正等で来庁をお願いすることがあります。

◇死亡の記載をされた戸籍謄本等の発行

本籍地の役所で発行します。

戸籍に死亡の記載がされるまでに以下の日数がかかります（土日祝日を除く）。

- ・ 本籍地に届出をした場合 → おおむね 1 週間
- ・ 本籍地以外に届出をした場合 → おおむね 3 週間

※年末年始、大型連休等に届出をされた場合、上記より日数がかかります。

※なお、相続等の手続きには、相続人の確定のため亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本や除籍謄本が必要となる場合があります。

また法務局の「法定相続情報証明制度」を利用することにより、各種相続手続きの際の戸籍謄本等の提出の省略が可能となります。詳細は法務省ホームページをご参照ください。

住民票について 八千代市に届出をした場合 当日（休日夜間届出は翌開庁日）発行

◇世帯主変更届

死亡届が提出されると届出を受理した役所から、本籍地及び住民登録地に死亡の通知が送付されますので、住民票について特別な届出は必要ありません。

ただし、世帯主が亡くなられ、同世帯に 15 歳以上の方が 2 人以上いる場合は、世帯主変更の手続きが必要となります。

- ・ 届出される方……亡くなられた方と同世帯の方

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

（住民票等の発行・世帯主の変更について）戸籍住民課 住民記録班

電話番号 047-421-6698

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

（死亡届について）戸籍住民課 戸籍記録班

電話番号 047-421-6720

2. 障害福祉の手続きについて

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方が亡くなられたときは、返還手続きを行っていただく必要があります。

その他、亡くなられた方が重度心身障害者（児）医療費助成など、障害に関するお手続きをされていた場合は、所定の手続きが必要となることがありますので、お問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

障害者支援課 給付班・障害者支援班

電話番号 047-421-6740（給付班）

3. 年金の手続きについて

亡くなられた方が年金受給者の場合、年金受給権者死亡届が必要です。この他未支給年金や遺族年金の請求の手続きが必要になることがあります。

国民年金の加入者が亡くなった場合、死亡一時金や遺族年金、寡婦年金の請求の手続きが必要になることがあります。

厚生年金の加入者・受給者が亡くなった時の手続きは、年金事務所にお問い合わせください。

（船橋年金事務所 電話番号 047-424-8811）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

国保年金課 国民年金班

電話番号 047-421-6744

4. 介護保険・高齢者福祉について

八千代市の介護保険の被保険者（65歳以上の方等）が亡くなられたときは、介護保険被保険者証等をご返却ください。また、介護保険料の精算の手続きや、高額介護サービス費等の手続き等が必要な場合がありますので、相続人の方の免許証などの本人確認書類、口座番号のわかるもの（通帳等）をお持ちください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長寿支援課 資格・徴収班

電話番号 047-421-6733

ひとり暮らしや在宅で家族を介護していた方で緊急通報システムやねたきり手当又は在宅重度認知症高齢者手当など在宅福祉サービスを受けていた場合は、手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

長寿支援課 生きがいサービス班

電話番号 047-421-6737

MEMO

5. 健康保険と葬祭費について

「八千代市の国民健康保険に加入している方」または「後期高齢者医療保険制度に加入している方」が亡くなられたときは、資格喪失の手続きが必要です。また、葬祭を行った方に対して葬祭費を支給する制度があります。

なお、会社等の健康保険と葬祭費に関する手続きについては、加入されていた健康保険組合にお問い合わせください。

◇申請に必要なもの

1. 亡くなった方の保険証（既に返還された場合は不要です。）
2. 申請者が葬祭執行者（喪主）であることが確認できる葬祭費用の領収書または会葬礼状
3. 申請者（葬祭を行った方）の振込先口座がわかるもの（預金通帳等）

※葬祭を行った日の翌日から2年以内に申請してください。（請求権の時効）

国民健康保険にご加入の場合

国保年金課 資格・給付班

電話番号 047-421-6742

後期高齢者医療制度にご加入の場合

国保年金課 高齢者医療班

電話番号 047-421-6745

MEMO

6. 亡くなられた方に児童がいる場合

お子様に関する手当を受けている方が亡くなられたときは、変更などの手続きが必要になりますので、下記担当へお問い合わせください。また、18歳以下のお子様を養育されている方（父又は母等）が亡くなられたときに、ひとり親家庭の手当や医療費助成の対象となる場合があります。該当の有無について、お早めに下記担当へお問い合わせください。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

子ども福祉課 児童福祉班

電話番号 047-421-6754

7. 税の手続きについて

◇市民税・県民税（住民税）

住民税が課税される基準日は1月1日現在となっています。したがって、1月2日以降に亡くなられた方で、前年中に一定額以上の所得があった場合は、相続人に納税義務が承継され、住民税の納税通知書が送付されます。

また、所得税の準確定申告・相続税の申告が必要になる場合があります。

住民税についてのお問い合わせ

市民税課 市民税班

電話番号 047-421-6691

所得税・相続税についてのお問い合わせ

千葉西税務署

電話番号 043-274-2111

納付についてのお問い合わせ

納税課 税制管理班・徴収班

電話番号 047-421-6726

◇固定資産税・都市計画税

市内に固定資産を所有する方が亡くなった場合、法定相続人にあたる人は、税に係る書類を受領する相続人代表者を指定していただく届出が必要です。

未登記家屋を相続した場合、所有者の変更届出が必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

資産税課 課税班

電話番号 047-421-6693

◇軽自動車税（種別割）

オートバイ・軽自動車等を所有されている方がお亡くなりになられた場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。詳しくは、下記にお問い合わせください。

原付（125cc 以下）・小型特殊自動車・ミニカー

市民税課 諸税班

電話番号 047-421-6692

125cc を超えるオートバイ

習志野自動車検査登録事務所

電話番号 050-5540-2024

三輪・四輪の軽自動車

軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所

電話番号 050-3816-3115

納付についてのお問い合わせ

納税課 税制管理班・徴収班

電話番号 047-421-6726

8. 市営霊園関係の手続きについて

◇市営霊園の申込み（希望者のみ）

市営霊園合葬式墓地（ロッカータイプの納骨壇に焼骨を埋蔵する墓地）をご希望される方は、健康福祉課までお申込みください（随時受付）。お申込みできる方は、市内に1年以上住民登録があり、同霊園内の芝生墓地をお持ちでない方となります。使用料は焼骨1体につき税込11万円（税抜10万円）で、管理料はかかりません。なお、芝生墓地については全区画販売終了しております（返還等による空き区画を募集する場合あり）。

【合葬式墓地に納骨できる焼骨の範囲】

- ①配偶者（事実上の婚姻関係を含む）
 - ②血族3親等以内（父母、祖父母、子、孫、曾祖父母、曾孫、兄弟姉妹、おじ、おば、おい、めい）
 - ③姻族2親等以内（父母、子、兄弟姉妹、祖父母、孫）
- ※養父母、養子を含む

◇市営霊園への納骨について

芝生墓地の利用者が故人の焼骨を納骨したい場合、または、合葬式墓地に納骨予定の方の焼骨を納骨したい場合は、納骨予定日の7日前までに所定の手続きが必要となります。詳しくは、ホームページをご覧ください。同霊園管理事務所または健康福祉課までお問い合わせください。

◇市営霊園利用権の承継について

芝生墓地利用者が亡くなった場合は、祭祀を主宰する方（墓地を引き継ぐ方）が、合葬式墓地（2体用のみ）利用者が亡くなった場合は、故人と共に納骨される予定の方が墓地利用権を承継することとなりますので、速やかに手続きをお願いいたします。なお、近日中に故人の納骨を予定している場合は、納骨までに承継手続きが必要です。

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

健康福祉課 地域福祉班

電話番号 047-421-6731

市営霊園管理事務所

電話番号 047-489-7466

9. 住宅関係の手続きについて

○相続登記

令和6年4月1日から、相続や遺贈により不動産(土地・建物)を取得した場合の相続登記の申請が義務化されます(正当な理由なく義務に違反した場合は10万円以下の過料が課される可能性があります)。不動産(土地・建物)を相続された場合は、相続登記を忘れずに行いましょう。なお、相続登記の準備には、法定相続情報証明制度(21ページ参照)をご利用ください。

詳しくは、下記にお問い合わせください。

千葉地方法務局 船橋支局
電話番号 047-431-3681

◇住まいの相談窓口

○法律相談

弁護士による法律相談を行っています。遺産相続(権利や放棄)等、弁護士がご相談に応じます。

○税務相談

税理士による税務相談を行っています。相続に係る税のご相談に応じます。

○登記・測量相談

司法書士による相続登記(不動産の名義変更)、土地家屋調査士による相続に係る土地境界確認のご相談に応じます。

※「千葉司法書士会船橋支部」「千葉県土地家屋調査士会船橋支部」との協働開催

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

コミュニティ推進課 自治振興班
電話番号 047-421-6718

○空家等の管理

相続等により所有することになった住宅が空家等となる場合は、建物及び敷地(立木その他土地に定着する物を含む。)について、近隣の住環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理してください。

空家等に起因する法律問題や、建物の管理、利活用等について、専門家による無料相談(初回のみ)を行っています。詳細は、下記までお問い合わせください。

また、八千代市シルバー人材センターでは、空家等の見回り、除草、草木の剪定などの業務を行っています。詳細は、下記同センターまでお問い合わせください。

問い合わせ先

- ・建築指導課 企画住宅班 電話番号 047-421-6773
- ・八千代市シルバー人材センター 電話番号 047-484-4680

10. 外国籍の方の届出について

◇外国籍の方が亡くなられたとき

外国籍の方が亡くなられたときは、死亡の日から14日以内に、当該中長期在留者又は特別永住者の親族又は同居人が、在留カード又は特別永住者証明書（外国人登録証明書）を返納していただく必要があります。この場合、管轄の地方出入国在留管理官署に直接赴いて返納していただくか、郵送をご希望の場合は下記の【郵送先】に記載の事務所（おだいば分室）にお送りください。

返納先

東京出入国在留管理局千葉出張所
電話番号 043-242-6597

郵送先

〒135-0064 東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎 9 階
東京出入国在留管理局おだいば分室

◇亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合

亡くなられた方の配偶者やお子様などご家族が外国籍で、かつ在留資格が「日本人配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」または「特定活動」の方は、死亡届から14日以内に入国管理局への届出が必要な場合があります。

（届出をしないと在留資格を取り消される場合がありますのでご注意ください。）

ご不明な点は、下記までお問い合わせください。

東京出入国在留管理局千葉出張所
電話番号 043-242-6597

11. お問い合わせ窓口一覧

	お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
P5	死亡届について	戸籍住民課 戸籍記録班	047-421-6720
P7	障害福祉の手続きについて	障害者支援課 給付班・障害者支援班	047-421-6740
P7	年金の手続きについて	(国民年金加入者又は受給者) 国保年金課 国民年金班	047-421-6744
		(厚生年金加入者又は受給者) 船橋年金事務所	047-424-8811
P8	介護保険・高齢者福祉について	(介護保険について) 長寿支援課 資格・徴収班	047-421-6733
		(高齢者福祉について) 長寿支援課 生きがいサービス班	047-421-6737
P9	健康保険と葬祭費について	(国民健康保険にご加入の場合) 国保年金課 資格・給付班	047-421-6742
		(後期高齢者医療制度にご加入の場合) 国保年金課 高齢者医療班	047-421-6745
P10	亡くなられた方に 児童がいる場合	子ども福祉課 児童福祉班	047-421-6754
P10	税の手続きについて	(住民税) 市民税課 市民税班	047-421-6691
		(所得税・相続税) 千葉西税務署	043-274-2111
		(固定資産税・都市計画税) 資産税課 課税班	047-421-6693
		(市税の納付) 納税課 税制管理班・徴収班	047-421-6726
P11	軽自動車税	原付(125cc以下)・小型特殊自動車・ ミニカー 市民税課 諸税班	047-421-6692
		125ccを超えるオートバイ 習志野自動車検査登録事務所	050-5540-2024
		三輪・四輪の軽自動車 軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所	050-3816-3115
		(納付) 納税課 税制管理班・徴収班	047-421-6726

	お問い合わせ内容	担当部署	電話番号
P12	市営霊園関係の手続きについて	健康福祉課 地域福祉班	047-421-6731
P13	相続登記	千葉地方法務局船橋支局	047-431-3681
P13	住まいの相続窓口	コミュニティ推進課 自治振興班	047-421-6718
P13	空き家等の管理	建設指導課 企画住宅班	047-421-6773
		八千代市シルバー人材センター	047-484-4680
P14	外国籍の方の届出について	外国籍の方が亡くなられたとき・亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の場合 東京出入国在留管理局千葉出張所	043-242-6597

MEMO

12. その他の主な手続き

◇亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	すみやかに	故人が働いていた勤務先に提出する必要があります。
社員証等 (身分証明書)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、 退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	お近くの年金事務所にご確認のうえ、手続きしてください。

◇亡くなられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考
個人事業者の 死亡届出書	すみやかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1カ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取り やめようとする年の 翌年3月15日まで	

◇その他の相続に関する手続き / 相続に関する手続きチェックリスト

	項目	期日	備考
☒	相続人の調査・確定	すみやかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。過去に戸籍のあったそれぞれの場所の役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☒	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。※法務局に自筆の遺言書を預けることができます。(自筆証書遺言書保管制度) 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☒	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
☒	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産の全てを知ることができます。
☒	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。

	項目	期日	備考
☒	相続放棄・限定承認	3カ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認下さい。
☒	所得税の準確定申告	4カ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4カ月以内に申告と納税をしなければなりません。
☒	相続税の申告・納付	10カ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝3,000万円＋600万円 ×法定相続人の数

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明書を発行

現在埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可書の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

必要書類 ・改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

提出先(受取先) 墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可書を受け取ります。

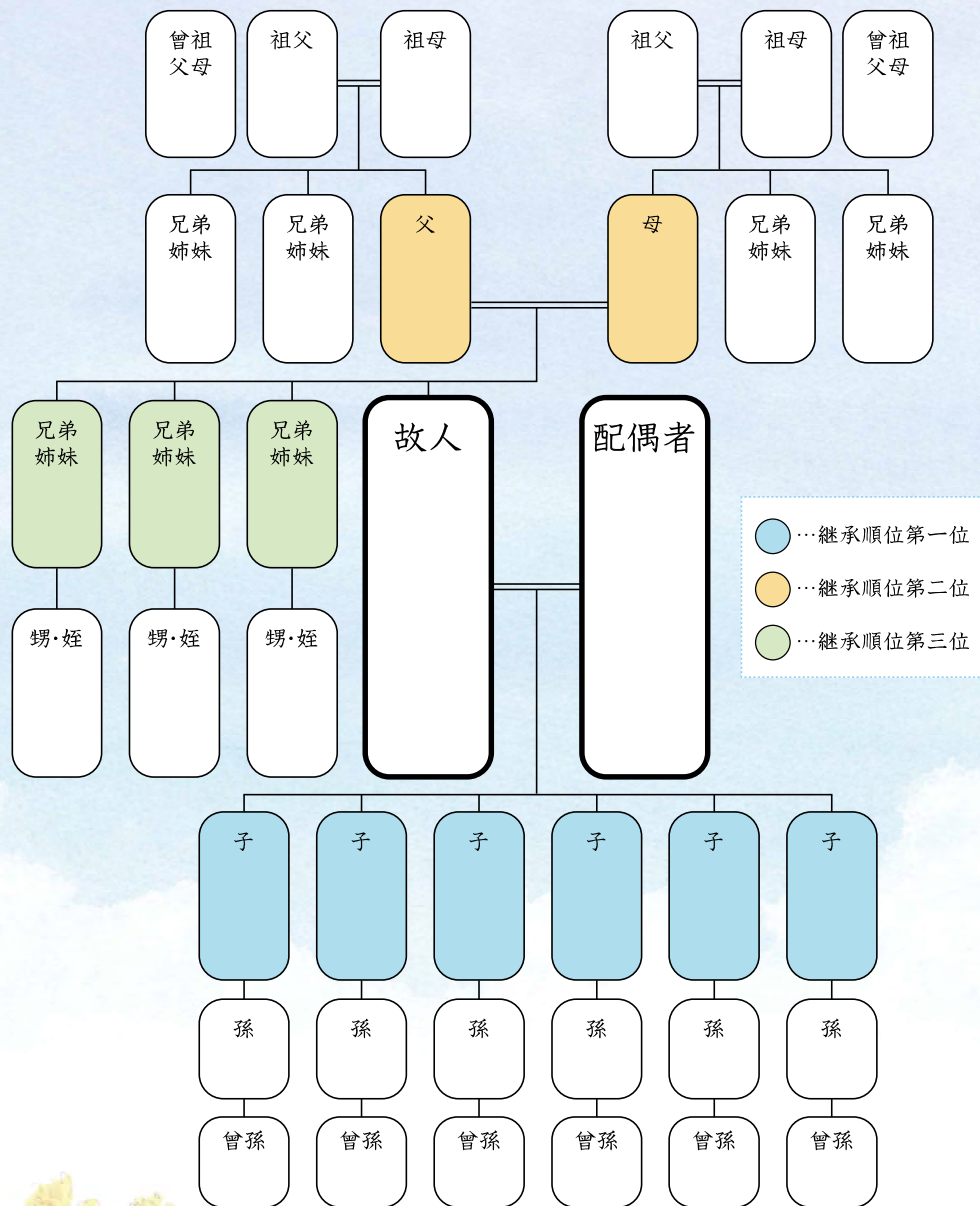
4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらってから遺骨を取り出します。
遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

◇ご遺族メモ / 家系図 (3 親等内の親族)



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続をはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続に利用されることで、相続手続に係る相続人・手続の担当部署双方の負担を軽減することができます。詳しくは法務局のHP (http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) を御覧ください。

◇ご遺族メモ / 故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所等	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号等	受給金額	備考
その他				

◇少し落ち着いてから行う手続きチェックリスト

	項目	期日	手続き窓口	準備するもの・備考
☒	運転免許証返納	早めに	警察署	運転免許証
☒	パスポート返納		パスポートセンター	パスポート 戸籍謄本等または 死亡診断書(死体検案書) 届出人の本人確認書類
☒	電気料金の 名義変更・解約		電力供給会社	契約事業者に お問い合わせください
☒	ガス料金の 名義変更・解約		各事業所	契約事業者に お問い合わせください
☒	水道料金の 名義変更・解約		各事業所	(八千代市) 上下水道局お客様センター 047-409-8655
☒	NHKの名義変更・解約		NHK	
☒	携帯電話解約		各携帯電話会社	住民票除票 届出人の身分証明書等 各店頭での解約
☒	その他利用サービスの 名義変更・解約		各社	新聞 定期購読物 オンラインサービスなど
☒	クレジットカードの解約		各クレジット会社	各会社より 必要書類を取り寄せる
☒	自動車・バイク等の 名義変更・廃車		陸運支局 軽自動車検査協会等	手続き窓口 お問い合わせください

発 行 八千代市
編 集 ／ 制 作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2023年4月作成

